

広島市告示第 3 0 1 号
令和 6 年 5 月 2 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン宇品ショッピングセンター

(2) 所在地 広島市南区宇品東六丁目 7 5 2 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

令和 6 年 5 月 1 6 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号

広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年5月23日から令和6年9月23日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年9月23日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者名		住所	変更年月日・理由
名称(名称)	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	
イオンペット株式会社	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川市南八幡四丁目 17番8号	
株式会社未来屋書店	代表取締役 松田 裕史	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6番地N T T幕張ビル2階	
株式会社M A S A Y A	代表取締役 上村 匡弘	岡山県岡山市北区表町二丁目 6番56号	
株式会社メガネトップ	代表取締役 冨澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番6号	
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町5番2号	令和6年3月31日 退店
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号	
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 新谷 隼人	東京都中央区晴海一丁目 8番10号	
株式会社A R Z U S	代表取締役 平松 昌男	広島県安芸郡海田町南幸町 5-33-12	令和5年9月30日 退店
株式会社 オレンジフードコート	代表取締役 越智 雅也	東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル4F	
株式会社ナガヤハウジング	代表取締役 長屋 隆秀	広島県広島市安佐南区大町東 2-13-19	錯誤 (非小売店舗のため)
株式会社フォルテ	代表取締役 田室 健治	広島県広島市西区大芝三丁目 15番15号	錯誤 (非小売店舗のため)
株式会社アージュ	代表取締役 中野 久史	広島県広島市西区商工センター 2丁目15番1号	

(変更後)

小売業者名		住所	変更年月日・理由
名称(名称)	代表者		
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	
イオンペット株式会社	代表取締役 米津 一郎	千葉県市川市南八幡四丁目 17番8号	
株式会社未来屋書店	代表取締役 松田 裕史	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1	令和3年6月21日 住所変更
株式会社M A S A Y A	代表取締役 上村 匡弘	岡山県岡山市北区表町二丁目 6番56号	
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番6号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号	
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 新谷 隼人	東京都中央区晴海一丁目 8番10号	
株式会社 オレンジフードコート	代表取締役 越智 雅也	東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル4F	
株式会社アージュ	代表取締役 中野 久史	広島県広島市西区商工センター 2丁目15番1号	